

よくある質問（物品製造等）

（建設工事、測量・建設コンサルタント等、物品製造等共通）

Q、「準じるもの可」となっているものについては、会社ですでに作成済みのものなどを任意の様式として提出してもよいということか？

A、お見込みのとおりです。「準じるもの可」となっているものについては、あくまで参考様式ですでの、会社ですでに作成済みのものを提出していただいて差し支えありません。

Q、受領書に記入する住所等や返信用封筒は、本店の宛先を書かなければならぬか、それとも、委任先（支店等）の宛先を書いてもよいか？

A、申請の手続きを支店等の担当者がしている場合、書類の不備があれば直接その担当者に伝わったほうが良いので、受領書に記入する住所等及び返信用封筒には委任先（支店等）の宛先を書いてもらって差し支えありません。

申請の手続きを行政書士が代行している場合、受領書には業者の住所等を記入してもらう必要がありますが、返信用封筒の宛先は行政書士宛にても差し支えありません（ただし、どの業者の申請分かがわかるよう返信用封筒に記載しておいてください。）。

Q、申請書の鑑（建①、測①、物①）には、本店の押印欄はあるが、委任先（支店等）の押印欄がない。委任先の押印は不要なのか？

A、申請書の鑑（建①、測①、物①）には不要です。委任状（建⑧、測⑧、物⑦）に委任先の印鑑が必要となります。

Q、申請書の鑑（建①、測①、物①）の電話番号欄は、携帯電話の番号を記載してもよいか？

A、差し支えありません。

Q、申請の手続きを行政書士が代行している場合、その行政書士の連絡先を記載してもよいか？

A、申請書の鑑（建①、測①、物①）の欄外に記載してもらって差し支えありません。

Q、「建設工事」「測量・建設コンサルタント等」「物品製造等」の申請を1つの封筒に入れて同時送付してもよいか？

A、可とします。

A、「建設工事」「測量・建設コンサルタント等」の申請受付が終了しているため不可です。

（令和8年1月5日回答修正）

Q、委任先は複数指定できるのか？

A、不可です。田原本町では委任先の指定は1つとさせていただいております。

Q、使用印鑑に会社印（社判）も一緒に使いたいのだが、可能か？

A、可能です。使用印鑑届（建⑦、測⑦、物⑥）の使用印鑑の枠の横に会社印（社判）も押印して

ください。

(物品製造等)

Q、営業実績調書（物⑤）の町の様式は消費税を含むとなっているが、会社で作成済みの税抜き表示のものがある。任意の様式として税抜き表示のものを提出してもよいか？

A、差し支えありません。ただし、税込みか税抜きかはわかるようにしておいてください。

Q、営業実績調書（物⑤）の町の様式は売上金額等が千円単位となっているが、会社で作成済みのものは千円単位ではない。任意の様式として千円単位でないものを提出してもよいか？

A、差し支えありません。

Q、営業実績調書（物⑤）は、現在履行中の業務等を書いてもよいか？

A、差し支えありません。

Q、守秘義務等の関係で、営業実績調書（物⑤）の項目に記載することが難しいところがあるが空欄でもよいか？

A、差し支えありません。